

## 農薬販売者の留意事項

農薬の販売は、農薬取締法等に基づき規制されています。農薬を販売する者（以下、農薬販売者）は以下の各項目について確認し、適正な販売に努めてください。

また、農薬販売届書を届け出た販売所には、立入検査（事前連絡なし）を行いますので、別紙「農薬販売業務自主点検表」を活用し適正な農薬販売業務を行うとともに、農薬販売所の全ての職員が立入検査に対応できるようにしてください。

### 1 農薬販売者の届出（農薬取締法第十七条）

農薬販売者が新規に農薬の販売を開始する場合はその開始の日までに、販売所を増設した場合は増設の日から2週間以内に農薬販売届出書（様式第1号）を提出する必要があります。農薬販売届出書の内容に変更があった場合又は販売所を廃止する場合は、その日から2週間以内に農薬販売届出書（様式第2号又は3号）を提出してください。

届出区	届出様	添付書類	提出期限
新規 増設	農薬販売届書 （様式第1号）	1 営業に係わる情報 2 販売所位置図	販売を開始する日まで （開始日を含む） 増設の日から2週間以内
変更	農薬販売届書 （様式第2号）	1 営業に係わる情報 2 販売所位置図※1 3 農薬販売所認証※2 （返却）	変更の日から2週間以内
廃止	農薬販売届書 （様式第3号）	1 農薬販売所認証※2 （返却）	廃止の日から2週間以内

秋田県病害虫防除所HP



秋田県電子申請・  
届出サービスHP



※1 販売所の住所が変更になった場合

※2 令和6年3月より前に新規の届出をした販売所は農薬販売所認証の返却が必要です  
令和6年3月以降に届出をした販売所は返却する書類はありません

農薬販売届出書の様式は、ホームページからダウンロードできます。また、秋田県電子申請・届出サービスからも届出できます。

【秋田県病害虫防除所HP】

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2838>

【秋田県電子申請・届出サービス】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-akita-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-akita-u/offer/offerList_initDisplay)

### 2 帳簿の作成と保存（農薬取締法第二十条）

農薬販売者は帳簿を備え付け、農薬の種類別にその譲受数量及び譲渡数量を記載し、最終の記載から三年間保存しなければなりません（記載例参照）。電算処理による管理を行っている場合は、要請のあった時には画面表示または出力してください。

また、水質汚濁性農薬に該当する農薬（CAT剤：商品名「シマジン」）については、その譲渡先の氏名及び住所も含めて記載し、保存しなければなりません。

【帳簿の記載例】

商品名：〇〇〇粒剤 〇kg/袋

年月日	入荷数	販売数	在庫数	備考(販売先等)
R1/5/15	30		30	
R1/6/11		20	10	
R1/7/18		10	0	
R1/8/26	20		20	

農薬の種類ごとに記録してください。

水質汚濁性農薬（シマジン）については、譲渡先及び住所を記録してください。

日別に記録してください。

数量（譲受及び譲渡）を記録してください。

### **3 無登録農薬及び販売禁止農薬**（農薬取締法第十八条、第十九条）

農林水産省で登録されている農薬（販売が禁止された農薬を除く）及び農林水産省並びに環境省で指定された特定農薬以外は、販売禁止農薬と併せて、それらを販売してはいけません。

農林水産省では必要に応じて、農薬の販売制限や禁止、回収その他必要な措置を命ずることがあります。

### **4 虚偽の宣伝及び農薬登録のない除草剤**

（農薬取締法第二十一条、第二十二条）

有効成分やその効果に対して、登録されている内容と異なる宣伝をしてはいけません。また、農薬登録がないのに農薬の効果を謳い、農薬であると誤認させるような宣伝をしてはいけません。

なお、農薬の登録のない除草剤（非農耕地用除草剤）を販売する際は、その容器又は包装に当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければなりません。ただし、すでに当該除草剤の容器又は包装に表示がある場合は不要です。

更に、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければなりません。

### **5 報告及び検査**（農薬取締法第二十九条）

農林水産大臣、環境大臣及び県知事では農薬販売者に対し立入検査を行うことができます。また、業務や農薬の販売に関する報告を命ずることができます。

### **6 罰則及び監督処分**（農薬取締法第三十一条、第四十七条、第四十八条）

農林水産大臣及び県知事は、この法律の規定に違反した農薬販売者に対し、農薬の販売を制限し、または禁止することができます。

また、以下の違反に対しては罰則規定があります。

- ① 農薬を無届で販売又は虚偽の届出をした場合。
- ② 帳簿を規定どおり備え付け、記載・保存していなかった場合。
- ③ 登録農薬及び特定農薬以外の農薬を販売した場合。
- ④ 農林水産大臣が指示した農薬の販売の制限や禁止に従わなかった場合。
- ⑤ 登録されている内容と異なる表示をして販売した場合。
- ⑥ 農林水産大臣や県知事の命令による報告怠った者、虚偽の報告をした者、立入検査や農薬の集取を拒み、妨げ若しくは忌避した者。
- ⑦ 販売者の違法行為による、農林水産省及び県の処分（農薬販売の制限・禁止）に従わなかった場合。

### **7 その他**（守っていただきたい事項）

#### **① 農薬の有効年月**

農薬にはその効果が保証されている有効年月があります。最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないよう努めてください。誤販売を避けるため、最終有効年月日を過ぎた農薬は店頭陳列しないようにしてください。

#### **② 盗難、紛失、飛散、流出等の防止措置**

農薬を保管する際は、毒物及び劇物であるかないかに係わらず盗難や紛失、飛散、流出等の防止措置を行ってください。

#### **③ 食品等との分離**

農薬を保管する際は万が一の飛散や流出を考慮し、食品等（ペットフード含む）と離して保管するように努めてください。

#### **④ 引火性・爆発性のある農薬（危険物）の保管**

スプレー剤や塩素酸塩類（デゾレートA剤等）、乳剤等は引火性、爆発性があるので火気の近くで保管しないでください。

【問合せ先】 秋田県病害虫防除所 企画・指導班

TEL: 018-881-3660 FAX: 018-886-3566 E-mail: bojo@pref.akita.lg.jp